

# 知的生産の技術研究会・岡山 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (趣旨)

この会則は、会の運営について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 (名称)

本会は、知的生産の技術研究会・岡山と称し、略称を『知研・岡山』とする。

### 第3条 (事務局)

本会の事務局は事務局長宅に置く。

### 第4条 (目的)

本会は特定非営利活動法人知的生産の技術研究会の活動方針に賛同し、岡山というすばらしい地域に根ざした個性豊かな活動を行うことを目的とする。

また、会員自身の情報や専門知識を交換し、相互啓発に努めることを目的とする。

## 第2章 事 業

### 第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナー、勉強会等の企画・実施
- (2) 異業種交流による人的ネットワークの構築
- (3) 会員の有する専門知識や技術等の普及
- (4) その他、目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

### 第6条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人をいう。

### 第7条 (入会条件)

会員たるには、次に掲げる事項を厳守することを条件とする。

- (1) 自己及び特定団体の政治・宗教などの宣伝や勧誘を行わない。
- (2) 本会の承認を得ないで宣伝・営業などの商行為を行わない。
- (3) 会員・講師・関係者などに迷惑をかけない。
- (4) 本会の名誉を傷つけるような発言や行為を行わない。

### 第8条 (入会手続)

本会に入会するものは、別に定める入会申込書により会長あてに申し込むものとする。

## 第9条（会費）

会費は、年会費と例会会費及び第17条に定める臨時の追加会費とする。

2 前項に定める例会会費とは、本会が開催する事業ごとに参加者を募り、その参加者が支払う会費をいう。

3 会員は会費を納入しなければならない。ただし、第13条に規定する顧問・相談役についてはこの限りではない（年会費に限る。）。

4 会費の額は、第17条に定める臨時の追加会費を除き、幹事会の決議を経て別に規程で定める。

5 納入した会費はこれを返還しない。

## 第10条（資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合は、会員資格を喪失するものとする。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 1年間の会員期限が切れた後、3か月以上経過しても年会費の払込みがないとき。

(3) 除名されたとき。

## 第11条（退会）

会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

## 第12条（除名）

会員が第7条の事項を守らない場合は、幹事会の議決によりこれを除名することができる。

2 前項により会員を除名しようとする場合は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員

### 第13条（役員）

本会に次の役員を置く。

会 長 1名 本会の会務を統括し、本会を代表し総会・幹事会を召集し議長となる。

副 会 長 1名以上 会長を補佐し、必要に応じて会長の任務を代行する。

幹 事 長 1名 幹事会の運営を統括する。

事務局長 1名 本会の事務を統括する。

幹 事 数名 会務を執行する。

会 計 1名 経理・会計事務を執行する。

監 査 2名 会計及び事業を監査し、幹事会及び総会に報告する。

顧問・相談役 数名 会務運営全般の助言をする。

### 第14条（役員任期）

役員任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 務

### 第15条（会議）

本会の会議は、総会・幹事会とする。

2 総会は会員全員で構成し、毎年1月に定時総会を開くこととするが、必要に応じて臨時総会を開き、次の事項を審議し議決する。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 役員を選出
- (3) 会務・会計及び事業計画の審議・議決
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

3 幹事会は、会長、副会長、幹事長、事務局長、幹事および会計をもって構成し、次の事項を審議し議決する。なお、特に緊急な事項に関しては、総会の権限を代行することができるが、次の総会において承認を受けなければならない。監査は幹事会に出席し意見を述べることができる。

- (1) 総会に提出する会務・会計・事業の計画
- (2) 役員候補者の受付・選出
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項。

### 第16条（会の定足数と過半数決議）

総会は3分の1以上の出席（委任を含む）をもって成立する。

2 幹事会は幹事の3分の1以上の出席（委任を含む）をもって成立する。

3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 幹事会の議事は、出席幹事の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 前二項の通常採決における議長は議決権を有しない者とする。

## 第6章 資産及び会計

### 第17条（資産構成）

本会の資産は、年会費・寄付金及びその他収入をもって充てる。ただし、経費の不足が生じた場合は、総会の議決に基づき臨時に追加会費を徴収することができる。

### 第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わるものとする。

## 第7章 改正等

### 第19条（会則の改正）

この会則の改正は、第16条4項の規程にかかわらず幹事会で出席幹事の3分の2以

上の賛成により総会に提案して審議し、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

## 第20条（その他）

この会則の実施について必要な事項は、別に規程を定める。総会は規程制定を幹事会に委任することができる。

改訂 2009年1月27日

改訂 2013年1月21日

改訂 2015年1月28日

# 知的生産の技術研究会・岡山 施行規程

## 第1条（事務局の所在）

事務局の所在は、〒700-0021 岡山市北区国体町4-30-1507 辻川登貴子宅とする。

## 第2条（事業内容）

事業は基本的に毎月（8月は除く）実施し、その内容は事業計画のとおりとする。

## 第3条（役員及び担当業務）

役員及び担当業務は役員名簿のとおりとする。

## 第4条（会費）

会費は年会費と例会会費とし、金額は次のとおりとする。

（1）年会費は、一人2,000円とする。

ただし、7月以降に入会した者についての年会費はその半額とする。

（2）例会の会費は、原則としては500円、一般の参加費は1,000円とするが内容により多少変動することがある。

## （附則）

この規定は、会則が成立した日から施行する。

改訂 2013年1月21日

改訂 2013年2月 6日

改訂 2014年1月24日